改正後	改正前
項第五号及び第十五条の三」とあるのは「旧中間連結財務諸表規則第十条第五項第五号及び第十五条」と、同項第三号中「税金等調整前当期純利益金額又は税金等調整前当期純損失金額」とあるのは「税金等調整前中間純利益金額又は税金等調整前中間純損失金額」と読み替えるものとする。	
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令の一部改正）

第二十八条　財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令（平成二十一年内閣府令第五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した項を加える。

改正後	改正前
附　則 （財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正に伴う経過措置） **第二条**　［略］ ［2・3　略］ 4　第二種中間財務諸表を作成する場合において、前項の負ののれんの償却額については、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第二百三十八条第一項第二号及び第三号に掲げる事項として当該負ののれんの償却額を同令様式第二十一号に定めるところにより注記し、同条第三項各号に掲げる項目に該当するものとして当該負ののれんの償却額及び未償却残高を同令様式第二十三号に定めるところに準じて注記しなければならない。 （連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正に伴う経過措置） **第三条**　［略］ ［2・3　略］ 4　第二種中間連結財務諸表を作成する場合において、前項の負ののれんの償却額については、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第二百七条第一項第二号及び第三号に掲げる事項として当該負ののれんの償却額を同令様式第十八号に定めるところにより注記し、同条第三項各号に掲げる項目に該当するものとして当該負ののれんの償却額及び未償却残高を同令様式第二十号に定めるところに準じて注記しなければならない。	**附　則** （財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正に伴う経過措置） **第二条**　［同上］ ［2・3　同上］ ［項を加える。］ （連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正に伴う経過措置） **第三条**　［同上］ ［2・3　同上］ ［項を加える。］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令の一部改正）

第二十九条　財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令（令和三年内閣府令第六十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
附　則 （財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正に伴う経過措置） **第二条**　［略］ ［2～4　略］ 5　投資信託財産の計算に関する規則（平成十二年総理府令第百三十三号）の適用を受ける信託財産について作成すべき財務諸表若しくは第二種中間財務諸表又は投資法人の計算に関する規則（平成十八年内閣府令第四十七号）の適用を受ける投資法人が作成すべき財務諸表若しくは第二種中間財務諸表については、当分の間、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第八条の六の二第一項第三号（同令第二百二十一条において準用する場合を含む。）に掲げる事項の記載を省略することができる。	**附　則** （財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正に伴う経過措置） **第二条**　［同上］ ［2～4　同上］ 5　投資信託財産の計算に関する規則（平成十二年総理府令第百三十三号）の適用を受ける信託財産について作成すべき財務諸表又は投資法人の計算に関する規則（平成十八年内閣府令第四十七号）の適用を受ける投資法人が作成すべき財務諸表については、当分の間、新財務諸表等規則第八条の六の二第一項第三号に掲げる事項の記載を省略することができる。
備考　表中の［　］の記載は注記である。	